「認知症サポーター100万人キャラバン」による住民・職域・学校講座

別紙１

○ねらい

100万人の認知症サポーターの誕生（今年度はそのための第一歩）

○展開方法

キャラバン・メイト研修を受けた者が、住民や職域の集まりや学校などに出向いて認知症に関するミニ学習会（＝認知症サポーター講座）を開催し、地域の認知症サポーターを育成する。

○ 目的

認知症に関する正しい理解や認知症の人に対する接し方を学んだ認知症サポーターが、地域のさまざまな生活場面においてそれを実践する。

5年後に100万人を目標

展開イメージ

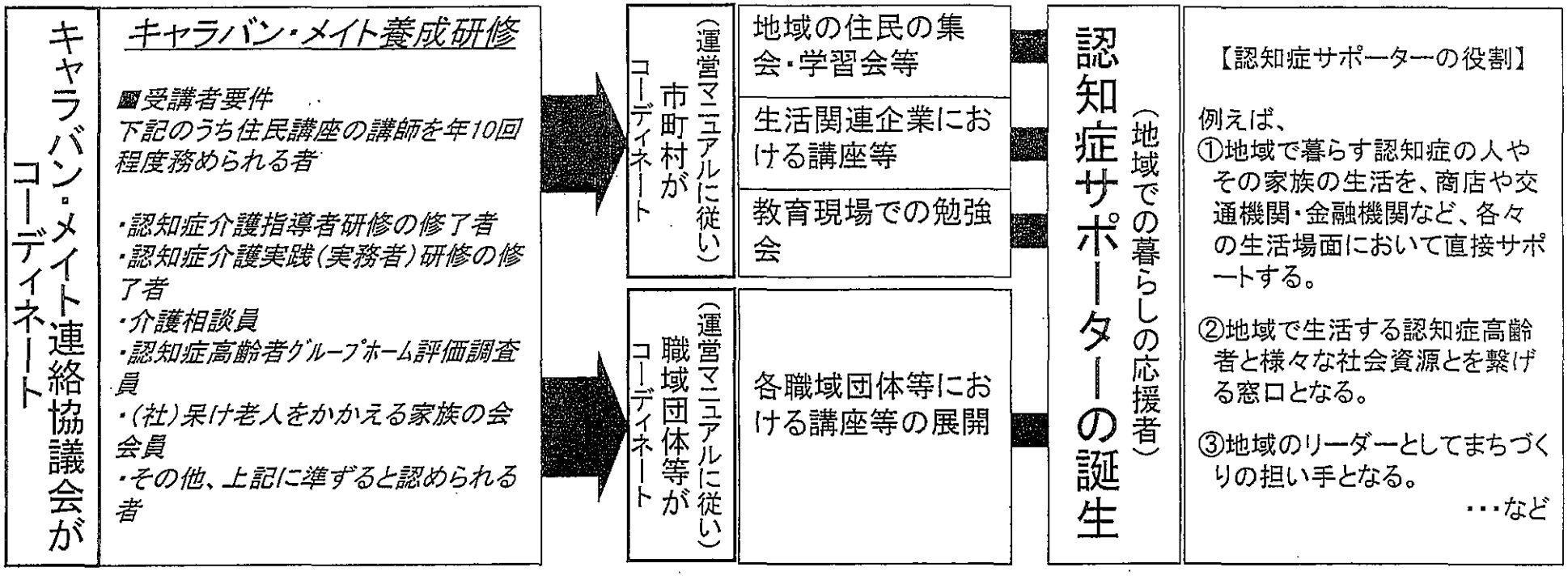

別紙２

書式例（都道府県）

平成　年　月　日

認知症介護実践（実務者）研修修了者
認知症高齢者グループホーム評価調査員　殿

都道府県担当部局名

認知症サポーター養成講座の講師役となる
「キャラバン・メイト」の協力意向について（ご照会）

このたび厚生労働省が提唱する「認知症を知る１年キャンペーン」の一環として、住民・企業・学校での一般住民等向けの認知症学習会（「認知症サポーター養成講座」）が展開されていくこととなりました。この住民学習会では、認知症ケアの知識を有する方々がボランティアの講師役（「キャラバン・メイト」）となることが想定されています。

つきましては、別添１～別添３をお読みいただき、「キャラバン・メイト」としての活動に協力してもよいというご意向をお持ちの場合には、８月３１日までに別添３の協力意向書を当職まで送付いただきますようお願い申し上げます。

（添付資料）

別添１　キャラバン・メイトについて
別添２　キャラバン・メイトに関するＱ＆Ａ
別添３　協力意向書（意向をお持ちの場合は、これに書き込み返送してください）

別紙３

書式例（市町村）

平成　年　月　日

介護相談員　殿

市町村担当部局名

認知症サポーター養成講座の講師役となる
「キャラバン・メイト」の協力意向について（ご照会）

このたび厚生労働省が提唱する「認知症を知る１年キャンペーン」の一環として、住民・企業・学校での一般住民等向けの認知症学習会（「認知症サポーター養成講座」）が展開されていくこととなりました。この住民学習会では、認知症ケアの知識を有する方々がボランティアの講師役（「キャラバン・メイト」）となることが想定されています。

つきましては、別添１～別添３をお読みいただき、「キャラバン・メイト」としての活動に協力してもよいというご意向をお持ちの場合には、８月３１日までに別添３の協力意向書を当職まで送付いただきますようお願い申し上げます。

（添付資料）

別添１　キャラバン・メイトについて
別添２　キャラバン・メイトに関するＱ＆Ａ
別添３　協力意向書（意向をお持ちの場合は、これに書き込み返送してください）

別添１

キャラバン・メイトについて

１．　名称

認知症サポーター養成講座（注）での進行役、講師役となる者を「キャラバン・メイト」と呼ぶ。

２．　要件

キャラバン・メイトの要件は、①又は②の者であって、年１０回程度、認知症サポーター養成講座での講師役となる意向を有する者とする。

①　次のいずれかに該当する者で、「認知症の基礎」、「認知症の人を取り巻く地域のあり方」、「認知症サポーター養成講座の進め方」を含むおおむね６時間以上の養成研修を受けた者

ア．認知症介護指導者養成研修
イ．認知症介護実践（実務者）研修
ウ．介護相談員
エ．認知症高齢者グループホーム評価調査員
オ．（社）呆け老人をかかえる家族の会会員
カ．その他、ア～オに準ずると認められる者

②　①と同等以上の十分な知見を有すると明らかに認められる者

３．　キャラバン・メイト連絡協議会への登録

各キャラバン・メイトは、「キャラバン・メイト連絡協議会」（キャラバン・メイトを中心としこのほかにキャラバン・メイトの活動を支援する有識者等によって構成される当事者組織をいう。）に対し、認知症サポーター養成講座の講師として円滑に紹介されるようにするため、登録を受けることができるものとする。

（注）認知症サポーター養成講座とは

一般住民・企業従業員・学校生徒向けの認知症のミニ学習会です。共通のリーフレットやビデオ教材を使い、１時間程度を想定しています。

このミニ学習会は、住民や地元企業・サービス機関の従業者向けの場合には市町村が実施主体となり、個別の組合員や従業者向けの場合には、それぞれの団体や企業が実施主体となります。

来年度から本格的に展開され（本年度はいくつかの市町村でモデル事業実施）、５年間で１００万人の受講が目標とされています。

別添２

キャラバン・メイトに関するＱ＆Ａ

Ｑ１．キャラバン・メイトは具体的に何をするのですか？

Ａ１．キャラバン・メイトは、認知症についての正しい知識を一般住民や企業従業員等に対して広め伝えるための講座（認知症サポーター養成講座）での進行役・講師役となる方です。講座を進めるにあたっての教材（リーフレット、ビデオ）を現在作成中であり、この教材を用いていただきます。キャラバン・メイトとしての活動は基本的にボランティアですが、原則として講座を開催する市町村等からある程度（低額）の講師謝金や交通費が支払われます。

Ｑ２．協力意向書を出せばすぐにキャラバン・メイトになるのですか？

Ａ２．６時間（１日）の研修を受けていただくことが条件です。カリキュラム内容は認知症についての正しい知識と理解、認知症高齢者とその家族への支援のあり方、認知症サポーター同士による地域ネットワークの構築、住民講座の進行方法などを予定しています。この研修の受講料とテキスト代は無料ですが、会場までの交通費、宿泊費（必要な場合）は自己負担です。

Ｑ３．キャラバン・メイトになった場合、年間 10 回程度の認知症サポーター養成講座を担当するのはハードルが高いようですが。

Ａ３．キャラバン・メイトになっていただいてもまったく活動をしないといったことのないように設定した目安です。地域によってはそう何回も住民講座を開催できない所もあると考えられます。

Ｑ４．協力意向書を提出した後はどうなるのですか？

Ａ４．キャラバン・メイト連絡協議会事務局（ＮＰＯ法人地域ケア政策ネットワーク）に意向書の写しが送られ、お住まいの付近での「キャラバン・メイト」養成研修会の受講の案内が届きます。早ければ９月～１２月にかけて届きますが、来年以降になるかもしれません。

Ｑ５．状況の変化などにより、協力意向を取り下げたい場合はどうすればよいのですか？

Ａ５．都道府県（介護相談員は市町村）に連絡すればいつでも取り下げられます。なお、キャラバン・メイトになるためには、キャラバン・メイト養成研修を受けていただく必要があり、この養成研修への参加申込みについて改めてキャラバン・メイト連絡協議会事務局（ＮＰＯ法人地域ケア政策ネットワーク）から文書での連絡があります。このときに返信しなければその時点での意向取り下げと同じことになりますので、あえて取り下げを連絡しなくてもよろしいかと考えます。

なお、認知症サポーター養成講座やキャラバン・メイトについての基本的な質問事項等については、「認知症サポーター１００万人キャラバン」のホームページ「http://www.caravanmate.com」に掲載されているので、ご参照下さい。

別添３

（都道府県用）

FAX

認知症サポーター養成講座における講師役（キャラバン・メイト）

協　力　意　向　書

都道府県担当部局あて

私は、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトとしての活動に協力してもいいという意向を有します。

平成　　年　　月　　日

１　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　連絡先住所　〒＿＿＿＿－＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＦＡＸ　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

e－mail　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※上記連絡先は　（　職場　・　自宅　）です。

４　摘要（下記のいずれかをチェックしてください）

□ア．認知症介護実践（実務者）研修修了者

□イ．認知症高齢者グループホーム評価調査員

なお、上記の個人情報について、「キャラバン・メイト運営協議会」事務局（ＮＰＯ法人地域ケア政策ネットワーク）に提供され、キャラバン・メイトの養成研修に関して使用されることに同意します。

別添３

（介護相談員派遣等事業実施市町村用）

FAX

認知症サポーター養成講座における講師役（キャラバン・メイト）

協　力　意　向　書

市町村担当部局あて

私は、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトとしての活動に協力してもいいという意向を有します。

平成　　年　　月　　日

１　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　連絡先住所　〒＿＿＿＿－＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＦＡＸ　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

e－mail　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※上記連絡先は　（　職場　・　自宅　）です。

４　摘要　□介護相談員

なお、上記の個人情報について、「キャラバン・メイト運営協議会」事務局（ＮＰＯ法人地域ケア政策ネットワーク）に提供され、キャラバン・メイトの養成研修に関して使用されることに同意します。

（資料９）

介護相談活動事例報告

介護相談員からの報告

山形県山形市介護相談員

小松　均

1　山形市の概要

山形市は東に蔵王連峰，西に朝日連峰や月山に囲まれ，四季折々風光明媚な環境にあり，蔵王，山寺の観光地には多くの観光客を迎えています。また，果物も豊富で特にサクランボが有名です。

○人口等

人口	251,706 人	対人口比
第1号被保険者数 (65 歳以上)	54,301 人	21.6%
第2号被保険者数 (40 歳から 64 歳)	83,982 人	33.4%

※人口，認定者とも平成16年12月末現在

○認定者の状況

	計	被保険者数	構成比
第1号被保険者	7,426	54,301	13.6%
内 65～74	1,020	28,116	3.6%
75～	6,406	26,185	24.4%
第2号被保険者	200	83,982	0.2%
総 数	7,626		

○サービス利用状況

居宅サービス受給者	5,078 人
施設サービス受給者	1,526 人
サービス未利用者	970 人

平成16年10月実績

○市内の事業所等の数

主な居宅サービス				施設サービス(定員数)	
訪問介護	37	短期入所生活介護	12	介護老人福祉施設	11 (840)
訪問入浴介護	5	短期入所療養介護	5	介護老人保健施設	4 (400)
訪問看護 (内:訪問看護ステーション)	89 (10)	認知症対応型共同生活介護	11	介護療養型医療施設	5 (146)
通所介護	32	特定施設入所者生活介護	3	居宅介護支援	53
通所リハビリ	8	福祉用具貸与	18		

平成16年12月現在

※　基準該当事業所（訪問介護1，通所介護1）を含む 訪問看護には医療機関の「みなし指定」を含む

2　山形市介護相談員派遣事業の内容

（1）　本市における介護相談員事業の目的（在宅における訪問活動の意義）

介護保険制度の開始によって，利用者にとっては自己選択（自己責任）によるサービスの利用，提供者では利用者に選ばれるための質の高いサービスの提供という双方の関係性が従来以上に明確になった。利用者と提供者の合意により全てに満足するサービスの提供（利用）がなされることが望ましいが，当事者間だけでは問題の解決や対応が困難な状況も考えられる。

それらは行政による指定基準等，必要最小限の物差しで解決できるものではなく，双方の立場を理解している市民的な第三者による自己解決のための橋渡しが必要であり，介護相談員の活動が重要である。

また，在宅でのサービス利用者は，サービス利用などの面で施設入所者よりも閉鎖的となる可能性があることや，介護支援専門員による苦情処理や相談機能等についても，制度が想定しているほど充分に機能しているとはいえない現状において，介護相談員が直接訪問し地域において活動することの意義は大きいといえる。

事業の実施により，介護相談員が利用者とサービス提供者の間に入ることにより双方の共通理解を進め，よりよい介護サービスのための環境づくりに繋げていくことを目指すものである。

（2）事業の内容

① 公募等により募集，選考の上，養成研修修了後に山形市介護相談員として登録する。

② 施設や居宅サービス提供事業所等に対して，派遣受け入れについての希望調査を行い，希望する事業所等に対して介護相談員を派遣する。

③ 介護相談員は定期または随時に担当する事業所や利用者の居宅等を訪問し，利用者の相談に応じると共に，必要な場合は事業者等に対して提案を行う。

（3）これまでの事業経過

H12.5　厚生労働省通知を検討し，本市として「介護相談員派遣等事業」の実施を決定
（本県における事業初年度よりの実施は，本市を含め２市が実施）

H12.11　さわやか財団の養成研修を受講後，山形市介護相談員として６名が活動開始

H17.2現在　平成13，14年の二ヵ年に渡り公募により増員，現在12名体制で活動

（4）活動の内容

① 施設，居宅における訪問活動

通常の訪問活動の他，家族会主催会議や施設職員研修へ講師等として参加

施設の第三者オンブズマンとの意見交換会議等を実施

② 派遣受入事業所等との会議開催 『相談員＋事業者＋事務局』

新規派遣受入事業所等との打合せ会議（年度初旬開催）

継続派遣受入及び新規派遣受入事業所との意見交換会議（年度末開催）

③ 介護相談員による自主的な運営会議

月例検討会（毎月１回・全相談員参加）実際の活動事例等についての検討 『相談員』

幹事会（毎月１回・幹事）事業全体における課題等についての検討 『相談員＋事務局』

活動検証会議（随時）一年を通した活動記録を整理し課題等を検証 『相談員』

④ その他の会議

行政との定例会議（年３回）『相談員＋事務局』

他市介護相談員との意見交換（随時）『これまでに鶴岡市，静岡市さんと実施』

⑤ 介護相談員による広報活動

「介護相談員だより」の編集，発行 ≪資料①≫

地元ＦＭラジオへ出演

山形市の広報 ≪資料②≫，独自の広報ポスター ≪資料③≫

（5）山形市における事業の位置付け

① 山形市介護相談員派遣事業実施要綱 ≪資料④≫

事業要綱に基づき活動を行う。特に活動において利用者のプライバシー保護に充分配慮する。「山形市介護相談員登録者証」を携帯，関係者からの請求など必要な場合はこれを提示）

② 山形市介護相談員の心得 ≪資料⑤≫

事業の基本理念，介護相談員と事務局の役割，実際の活動における留意点等について，"山形市の"介護相談員が目指す介護相談員活動における指針として「山形市介護相談員の心得」を策定している。

また，「山形市介護相談員の心得」は必要に応じて柔軟に見直しを行うこととしているが，今後は派遣受入事業者側にも意見を求めながら，対等な立場である「事業所」「介護相談員」「保険者」の三者による共通の指針とすることを目指している。

（6）施設，居宅における活動実績

① 派遣事業所等

当初，派遣対象を市内の特養・老健（通所・短期入所含む）及び施設に併設していない単独型の訪問介護事業所とし事業開始，平成１６年度より特定施設入所者生活介護（有料・経費老人ホーム）及び単独型の短期入所生活介護を新たに派遣対象とした。

平成１６年度当初における実績として，市内全ての特養，老健，特定施設，短期入所に派遣（受入状況100%），訪問介護事業所については，該当２３事業所中９事業所（約40%）

特別養護老人ホーム（10施設）	
平成１２年度～	菅沢荘
	愛日荘
	みこころの園
平成１３年度～	とかみ共生苑
	ながまち荘
平成１４年度～	いきいきの郷
	蔵王やすらぎの里
	サンシャイン大森
	七日町こまくさ園
平成１５年度～	なごみの里
老人保健施設（4施設）	
平成１２年度～	フローラさいせい
	サニーヒル菅沢
	サニーヒル山寺
平成１４年度～	さくらパレス

訪問介護事業所（9事業所）	
平成１２年度～	山形わたげの会
平成１３年度～	ハッピー山形
	コムスン山形南
平成１４年度～	社会福祉協議会
平成１５年度～	愛和ケアセンター
	飛竜ケアサービス
平成１６年度～	コムスン山形北央
	あい在宅福祉
	ハート訪問介護
特定施設入所者生活介護（2施設） 短期入所生活介護・単独（1施設）	
平成１６年度～	(特定)ケアハウス敬寿園
	(〃) ソーレ前田
	(短期) ソーレ江俣

派遣事業所数の推移					
平成12年度	9	平成14年度	17	平成16年度	26
平成13年度	11	平成15年度	20		

② 派遣活動実績

	特別養護老人ホーム		老人保健施設		訪問介護事業所等		計	
	施設数	派遣回数	施設数	派遣回数	施設数	派遣回数	施設数	派遣回数
平成12年度	3	12	3	12	3	6	9	30
平成13年度	5	50	3	34	3	20	11	104
平成14年度	9	97	4	47	4	37	17	181
平成15年度	10	112	4	53	6	40	20	205
平成16年度 下段は特定・短期	10	91	4	37	9 3	59 16	26	203

※16年度実績については12月末現在

③ 派遣受入事業所等に対する確認

介護相談員の派遣は，市内各事業所等へ受入希望調査を行い，その結果として自ら希望する事業所等において，介護相談員が活動するものであり，介護相談員と受入事業所等のお互いの協力や連携が事業の前提となっている。

［ 受入事業所等との会議資料からの抜粋 ］

＜活動をより効果的なものとするために，事務局・介護相談員からの要望＞

介護相談員派遣事業は，サービスの質向上の取組みを自ら意欲的に取り組む事業所等からの希望に基づき活動するものであり，利用者にとってよりよいサービスを提供するという，事業者，介護相談員がともに求めている共通の目的に向かって事業を進めるものである。

受入事業所等は相談員活動が円滑に実施できるよう介護相談員や事務局と連携を図り，相談員の活動がサービスの質向上に向けてより効果的なものとなるための環境づくりに努める。

○ 事業について現場職員への説明と理解
○ 事業について利用者や家族への説明と理解
○ 受入希望事業者としての積極的な取組み

3 居宅訪問における具体的な取組み

（1）基本的な訪問形態等

① 12名の介護相談員が2班（4事業所，5事業所担当）に分かれ，担当班が継続して訪問
② 月1回，2名の介護相談員が派遣対象事業者の利用者宅1戸を訪問（概ね1時間訪問）
③ 各相談員は3か月～6か月，1事業所を担当（担当者2名の担当期間がずれるため，2名が新規訪問とはならない。）

（2）訪問日時等の決定

事業所からの情報提供を基に介護相談員と受入担当者が打ち合わせを行ない，次月の訪問予定者（訪問する居宅）と訪問日時を決定する。

（3）具体的な手順等

1 打ち合わせ当日に訪問先が決定できる場合

『事業所』

① 事業所はあらかじめサービス利用者の中から，候補者（可能な限り複数）を選考しておく。

② その利用者について，サービス提供内容，痴呆の程度や心身の状況，家庭環境，またその利用者を候補者とした内容等，訪問活動に必要な情報を介護相談員に伝え，介護相談員との話し合いにより訪問予定者を決定する。

③ そのうえで事業所が利用者への電話連絡等を行い，介護相談員訪問についての説明と訪問の同意を得たうえで，訪問日時等について調整し決定する。また，事業所は訪問決定後に利用者を担当する居宅介護支援事業所へ連絡を行う。

『介護相談員』

① 介護相談員においても，事務局からあらかじめ情報提供のあったリストなどを基に訪問先の選考等について事業所と話し合いを進めることや，当日の利用者への連絡においても，介護相談員自らが訪問の同意のために説明を行うなど，事業所と介護相談員双方がお互いに協力して訪問先の決定等にあたる。

② 介護相談員は，決定した訪問先と訪問日時等について「介護相談員訪問予定連絡票」≪資料⑥≫に記入し事務局に報告する。

『事務局』

介護相談員から提出された連絡票を基に，後日，利用者へ受入確認の電話連絡と，訪問願いの通知（訪問日時・訪問者を明示した市長印による通知）≪資料⑧≫を行う。

2 当日に訪問先が確定できなかった場合（例）

『介護相談員』

事業所に対し「介護相談員訪問予定連絡票」の記入を依頼し，後日再度事業所に訪問する。

『事業所』

介護相談員が再度事業所に訪問するまでに訪問候補者等を選定し，訪問予定連絡票に記入する。その後，介護相談員の再訪問時に，上記①と同様の取扱いを行う。

※ なお，介護相談員が再度訪問する前に利用者への連絡と訪問の同意を得えておき，利用者が希望する訪問日時を確認しておくことや，あらかじめ担当介護相談員の日程を確認しておくことは可能，また介護相談員の再訪問については，電話等の方法により可能な場合も有り。

（4）相談後の意見交換

介護相談員は利用者の居宅への訪問後，事業所へ訪問し，当日の活動結果や相談内容等について報告し，お互いの意見交換を行なう。また意見交換等の内容については，後日「意見交換記録票」≪資料⑦≫等により話合いを行い，双方向的な取り組みを進める。

「介護相談員活動報告書（兼）意見交換記録票」

利用者からの相談内容や要望だけでなく，市民的な第三者である介護相談員から見た課題や事業所に望むこと，優れている点等について，お互いが双方向的な文書で確認し話し合いを進める。活動の内容についてお互いが文書化し確認することは，受入事業所側，介護相談員双方において事業活動に対する満足感も高まり，サービスの質向上に向けた効果も高くなるものと考える。

＜双方向による記入の流れ＞

① 介護相談員は居宅での活動後，事業所へ訪問し担当者と意見交換を行う。

② 介護相談員は後日，利用者からの相談内容や介護相談員として気づいたこと，事業所等に対する質問，提案などについて※「介護相談員活動報告書（兼）意見交換記録票」に記入し，事務局へ提出ずる。

※ 記録票左側の介護相談員記入欄「介護相談員から施設・事業所へ」の部分

③ 事務局は，提出された報告書のコピー（１枚～２枚）を事業所担当者宛郵送する。（概ね訪問から１～２週間後に郵送予定）

④ 事業所では，事業所内での検討や供覧，事業所管理者（事業運営の代表者等）における確認等を経て翌月（翌々月）の介護相談員訪問時までに※回答部分を記入し用意する。

※ 記録票右側の施設記入欄「施設・事業所から介護相談員へ」の部分

⑤ 事業所は，翌月（翌々月）に直接介護相談員に記録表を渡すとともに，事業所と介護相談員がお互いに意見交換を進める。

★ 要 約

① 利用者が介護サービスを「安心して利用できる」環境を確保するために，行政，事業者，介護相談員が協力，連携をはかって「介護相談員事業」を推進する。

② 事業の実施主体は「行政」とするが，事業の推進は「相談員」と「事業者」が共同で実施する。

③ 利用者の「生の声」を尊重し，相談員，事業者はその声を受け止め，分析し，共に考え，解決の努力をする。

④ 活動内容については，相談員と事業者は十分に意見交換をし，文書化し確認して，サービスの質の向上に活用する。

⑤ 高齢者も障害者も，共に生まれ，育ち，働いた「地域」で生活できる「地域づくり」を展望する。